

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1392名

被 告 国 ほか1名

第3準備書面

平成26年9月3日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

被告国指定代理人

樋 渡 利 美

岩 崎 慎

岩 名 勝 彦

寺 岡 拓 也

千 葉 健 一

杉 山 典 子

多賀井 満 理

篠 原 智 仁

林 周 作

菊 池 憲 久

美 崎 大 典

佐 藤 友 弥

角	掛	幹	也	渡
吉	田		渡	渡
田	村	悠	紀	渡
小	館	卓	司	渡
東	海	林	秀	一
稻	川	延	康	渡
鷄	徳		学	渡
矢	口	光	春	渡
渡	邊	雄	一	渡
大	下		哲	渡
鶴	園	孝	夫	渡
武	田	龍	夫	渡
泉		雄	大	渡
三	田	裕	信	渡
堀	口		晋	渡
村	川	正	徳	渡
中	川	幸	成	渡
木	村	真	一	渡
山	形	浩	史	渡
村	田	真	一	渡
足	立	恭	二	渡

荒川一郎	大勝
忠内	大勝
小林	桂一
渡邊	大輔
桐原	大貴
石井	大駿
高木	平也
梅原	徹彰
加藤	二豊
村上	大己
金井	成己
細川	裕司
石崎	佑介
川原	徹也
永島	洵子
黒瀬	正人
真先	哲朗
石塚	泰生
山水	努
一井	里映

大 澤 友里恵

佐 藤

隼



第1	はじめに	1
第2	本件将来請求は不適法であること	1
1	大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張が失当であること	1
2	「将来における違法性判断が『複雑多様な因子によって左右される』ものではない」旨の原告らの主張に理由がないこと	3
3	小括	5
第3	結語	5

被告国は、本準備書面において、被告国の本案前の答弁（答弁書第2・1～4ページ）に対する原告らの反論に対し、必要な範囲で再反論を行い、もって請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求に係る訴えのうち将来給付を求め部分がいずれも不適法であることを主張する。

なお、略語については、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第1 はじめに

被告国は、答弁書第2（1～4ページ）において、原告らの本件将来請求に係る訴えが不適法であることを指摘したところであるが、原告らは、原告ら準備書面(5)において、本件将来請求は、「将来の給付を求める訴えとしても適法である」（原告ら準備書面(5)3・3ページ）などと反論をしている。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件将来請求が適法である旨の原告らの主張は失当である。

## 第2 本件将来請求は不適法であること

### 1 大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張が失当であること

将来の給付を求める訴えが適法となるための要件として大阪空港訴訟上告審判決が示した判断基準は、被告国答弁書第2の2（2、3ページ）のとおりであるが、原告らは、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決における裁判官2名の反対意見及び藤田宙靖裁判官の補足意見を根拠として、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈している。

しかしながら、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決後にされた普天間基地騒音公害訴訟においても、第一審判決（那覇地裁沖縄支部平成20年6月26日判決・判例時報2018号33ページ）が、大阪空港訴訟上告審判決

が示したのと同様の判断基準に従って原告らの将来給付の請求に係る訴えを却下し、控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成22年7月29日判決・判例時報2091号162ページ。最高裁平成23年10月12日第三小法廷決定（上告棄却・不受理決定））においても、第一審の判断が維持されているとおり、大阪空港訴訟上告審判決の判例としての通用性は失われていない。

また、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決における藤田宙靖裁判官の補足意見では、確かに、原告らが指摘するとおり『請求権の成否、内容につき、債務者に有利な将来の変動事由があらかじめ明確に予測し得ること』という要件はあまりにも厳格に過ぎるという指摘もまた当を得たものであるといえよう」とされているものの、それに引き続き、「ただ、その場合でも、少なくとも、過去におけると同様の被害及び請求権の成否、内容を決定付ける要件の存続が、将来についても『高度の蓋然性』をもって予測されるのでなければなるまい。この点につき、横田飛行場の利用状況に将来においても変化が無いことを前提とする限り、周辺住民に生じる騒音被害の内容に過去におけると基本的な違いが無いであろうことは、あるいはこれを推認し得るものといえることができるが、ただ、横田基地を巡る本件と同様の事案において過去の裁判例が繰り返し指摘してきており、また本件においても論旨が主張する『防衛施設である横田飛行場の騒音の状況はその時々国際情勢あるいは我が国の防衛力の整備状況等に応じて常に変動する可能性を有するものであって、将来にわたって一定の航空交通量があることを確定できるものではない』という要素があるという事実はこれを否定できないこと、また、論旨の指摘する、周辺住民の移動状況等に鑑みると、過去の被害についてのデータから、将来の被害についての『高度の蓋然性』を、果たしてまたどのように見出せるかについては、なお残された多くの問題があるのではないか」とも述べられている。そのため、原告らが主張するように、単に、「原審が認定する程度の損害額の上積みの為のみ、本件においてあえて判例変更の手続をと

るといふことの合理性もまた、問題とならないわけではない」との理由のみによつて判例変更の必要性を認めないとするものではないことが明らかである。

したがつて、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張は失当であるといふほかない。

## 2 「将来における違法性判断が『複雑多様な因子によつて左右される』ものではない」旨の原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らは、『いわき市内の空間線量率』や『福島第一原発の各原子炉の廃炉措置の段階』に応じた損害賠償を各別に求めているものではなく、受忍限度を越えて違法性の認められるべき原告らについて共通する損害の賠償を求めているのである(原告ら準備書面(5)3(4)・4ページ)から、「本件では、被告国や被告東京電力の責任でいわき市内に振り撒かれた放射性物質による空間線量率がどのように推移するか、福島第一原発の各原子炉の廃炉措置がどのように進行するかが問題となるにすぎず」(同3(5)・4ページ)、空間線量率の推移については、「単に、半減期等によつて放射能がどれだけ減少するかが問題となるだけである」(同3(2)・3ページ)から、将来における原告らの損害の有無・程度は、必ずしも複雑多様な因子によつて左右されるものではないと主張するものようである。

(2) しかしながら、被告国答弁書第2の3(3, 4ページ)において述べたとおり、将来における原告らの損害の有無・程度については、放射性物質の半減期等による放射線量の減少の程度のみが問題となるわけではなく、各原告の個別的事情の将来的変化を踏まえることが不可欠である。

すなわち、原告らの各居住地における空間線量率が受忍限度を超えるものであったとしても、その損害の有無・程度は、各原告が、福島第一発電所事故の発生した平成23年3月11日当時の居住地に現在も居住しているのか、それとも他の居住地に転居しているのか、転居している場合には、



転居の時期及び期間のほか、転居及び転居を継続している理由が福島第一発電所事故のみに起因するものであるのか、それ以外に業務上・社会生活上の他の理由をも併せた複合的な理由に起因するものであるのかなど、様々な個別的事情によって全く異なるものとなる。仮に、本件訴訟の事実審口頭弁論終結の時点において原告らに損害が発生していると認定されたとしても、将来における原告らの損害の有無・程度を認定するためには、上記のような個別的事情の将来的な変化をも踏まえる必要があり、これを一律に認定することは不可能であるというべきである。

- (3) また、そもそも原告らの損害の有無・程度は、上記(2)の個別的事情によるばかりではなく、各原告の平成23年3月11日当時の居住地における空間線量率に係る受忍限度の超過の程度によっても変化することが明らかである。そして、上記空間線量率に係る受忍限度の超過の程度を判断する前提としての空間線量率は、放射性物質の種類によって計算可能な半減期のみによって変化するわけではなく、複雑多様な人的、環境的因子によって刻々と変化するものであるということが出来る。

すなわち、いわき市は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に規定する汚染状況重点調査地域に指定されている地域であり、同法に基づきいわき市等による除染等の措置等が行われた場合には、当該地域の空間線量率は当然に変化することになるほか、除染等の措置等が行われなくても、放射性物質は、半減期による放射線量の物理減衰のみならず、いわゆるウェザリング効果（放射性物質の物理的減衰以外の風雨などの自然要因による減衰）等によっても、その放射線量が減少する場合があるのである。

- (4) したがって、将来における原告らの損害の有無・程度を認定するに当たっては、空間線量率が、放射性物質の種類に応じた計算可能な半減期のみ

によって変化するわけではなく、複雑多様な人的、環境的因子によって変化することが明らかであり、放射性物質の半減期等による放射線量の減少の程度のみが問題となるわけではないから、将来における原告らの損害の有無・程度が複雑多様な因子によって左右されるものではないとする原告らの主張は理由がないというべきである。

### 3 小括

以上のとおり、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの上記主張は失当であるし、将来における原告らの損害の有無・程度が複雑多様な因子によって左右されるものではないとする原告らの上記主張は理由がないから、本件将来請求は不適法である。

## 第3 結語

よって、本件将来請求は不適法であるというべきであるから、却下を免れない。

## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書		18
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書		26
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		39
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		40
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書		41
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書		41
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		42
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		43
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		49
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		46
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		47
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書		53
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書		55
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書		57

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面		
			5	
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面		
			5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面		
			7	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面		
			11	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面		
			14	
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置(変更)許可処分	第1準備書面		
			16	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面		
			17	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面		
			19	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面		
			19	
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面		
			25	

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面		26
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面		30
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		35
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		1
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		3
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		5
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		7
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		7
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		7
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		8
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		13
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		16
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面		31
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		33
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		51

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面	54	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部門が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面	57	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	59	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面	63	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	77	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面	79	

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。